

2021年1月吉日
アライオートオークショングループ

会員各位

自動車登録申請書の添付書類有効期間延長について

～新型コロナウイルス感染対策～

令和3年1月8日 国土交通省から発表された通知に基づき、下記のように
対応させていただきます。ご理解とご協力をお願い致します。

記

対象：1月8日～5月29日のオークション開催分における譲渡書類

対応：令和2年10月8日～令和3年4月7日発行分については

令和3年7月8日まで有効とする

- ・印鑑証明書
- ・自動車の使用本拠の位置及び使用車の住所を証する書面等
(住民票、戸籍謄本、登記事項証明書等)

※名義変更の期限は、通常規定から変更ありません。

ご不明な点がございましたら各会場「書類課」までお問合せください。

以上